

○事件簿様式

第1 様式の種類

1. 事件簿様式の1

別紙「事件簿様式の1」のとおり

2. 事件簿様式の2

会員が依頼を受けた事件を記録するために調製したもので、書面又は電磁的記録によるもの

第2 記載要領

事件簿に最低限記載又は記録すべき事項は、受任年月日・受任番号・事件名若しくは件名・依頼者の住所氏名・裁判書類作成関係業務又は簡裁訴訟代理等関係業務にあってはその事件番号とする。

受任番号は、毎年1月1日から12月31日までの連続した番号とし、受任契約ごとに付するものとする。但し、相談業務に関しては、別途事件簿を作成することもできるものとする。なお、受任番号は、毎年更新するものとする。

事件名又は件名は、登記事件については「所有権移転登記」・「商号変更登記」の例により、訴訟事件については「賃金請求事件」・「敷金返還請求事件」の例による。

事件の記載は、以下の要領によるものとする。

1 不動産の登記

原則として、登記の目的ごとに1件とするが、下記の登記については以下の例による。

- (1) 同一申請書により2個以上の(根)抵当権抹消の登記申請をなした場合は、その(根)抵当権の数を件数とする。
- (2) 敷地権の表示を登記した建物について不登法74条2項の規定による所有権保存の登記申請をなした場合は、敷地権の移転と所有権保存登記とを区別し、2件とする。
- (3) 同一の申請書により会社合併による数個の(根)抵当権移転の登記申請をなした場合は、その(根)抵当権の数を件数とする。
- (4) 同一の申請書により数個の所有権持分移転登記申請をなした場合は、その持分移転登記の数を件数とする。
- (5) 同一の申請書により住所移転及び氏名の錯誤による登記名義人住所変更及び氏名更正登記申請をなした場合は2件とする。
- (6) 敷地権たる旨の登記の抹消登記申請をなした場合は、一棟の建物の数を件数とする。

2 商業・法人その他の法人登記

下記「登記種別一覧」中の登記の種別ごとに1件とする。したがって、一括申請の場合には、当該一括申請した登記に該当するすべての種別ごとに1件とする。

なお、下記「登記種別一覧」中、「その他登記事項の変更」に該当する登記は、他の種別に該当しないすべての登記をいう。

例1 新設合併 1件

例2 吸収合併と同時に商号変更と役員変更登記の場合は3件

合併の登記 1件（資本金の額の変更の有無に関わらない）

商号変更 1件

役員変更 1件

例3 商号変更、組織変更及び種類変更による設立登記は1件

3 筆界特定

筆界特定申請については1件とする。

4 裁判書類作成関係業務又は簡裁訴訟代理等関係業務

原則として、事件番号1件ごとに1件とするが、下記の事件については以下の例による。

(1) 共同して簡裁訴訟代理等関係業務を受任した場合は、簡易裁判所の法廷活動(傍聴は含まれない)を行った会員が、それぞれの件数とする。

(2) 裁判書類作成関係業務から簡裁訴訟代理等関係業務に移行した場合は、同一事件番号であっても別件とする。また、その反対の場合も同様とする。

5 裁判外和解手続業務

裁判外和解手続等とは、依頼者の代理人として相手方との和解、示談交渉につき下記の一部又は一連の業務をなすことをいい、相手方ごとに1件とする。

- (1) 和解、示談交渉に要する委任状を微求
- (2) 依頼者への適切な助言、説明
- (3) 相手方への提案書(和解案)を提示
- (4) 相手方への和解示談交渉
- (5) 和解条件の再検討
- (6) 和解契約書の締結
- (7) 以上訴訟手続前の一連又は一部の業務に関連した業務

6 檢察庁提出書類作成

検察庁に提出する告訴、告発状又は嘆願書、上申書等の書類作成業務は、提出ごとに1件とする。

7 成年後見等関連業務

当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務のうち、成年後見制度における後見及び後見監督等の業務であり、就任時に1件として記載する。

8 不在者・相続財産管理人等業務

当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人、遺言執行者その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務のうち、不在者財産管理人、相続財産管理人等に就任して行った業務であり、就任時に1件として記載する。

9 相談業務

継続相談については、受任時に1件として記載する。ただし、数年にわたる場合は、毎年1月に1件として記載する。個別相談は、受任時に1件として記載する。

10 その他の業務

その他の業務とは、司法書士法においてすべての司法書士が行うことができるものとして同法施行規則で定められた業務のうち上記の別表に該当しない業務をいう。但し、同施行規則31条3号及び4号の業務を除く。